

岩手県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、盛岡市上下水道局に勤務する職員が結成し、又は加入する全水道盛岡水道労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定し、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲（盛岡市水道部）（昭和40年岩手県地方労働委員会告示第8号）は、廃止する。

平成22年4月1日

岩手県労働委員会

会長 石川 哲

勤務箇所	職 名	認定の年月日
上下水道局	1 上下水道部長及び次長 2 課長 3 秘書及び業務の監察を行う者 4 機密、人事、労務及び文書の担当の係長	平成22年3月26日